

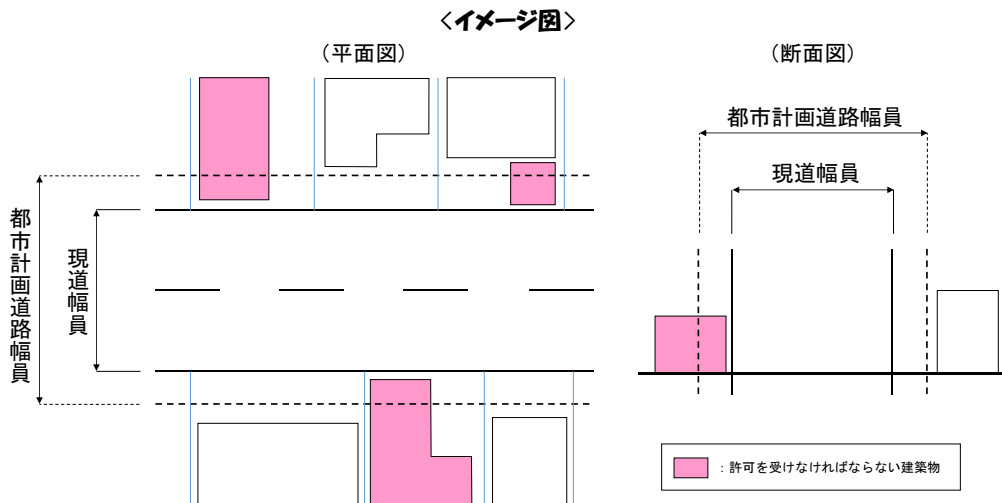
# 都市計画法第 53 条の規定に基づく建築等の許可

## 1. 都市計画法第 53 条とは

都市計画施設、市街地開発事業の区域内での建築物の建築を制限するもので、区域内で建築物の建築を行う場合は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可※を受けなければなりません。

これは、都市計画の決定から都市計画施設の事業完了までには長い年月を要するので、将来の事業の円滑な施行を確保するためのものです。

※ 北海道からの権限移譲により、帯広市長の許可となります。



都市計画施設	都市計画法第 11 条に規定された都市施設（道路、公園、河川等）のうち、都市計画で定められたもの。
市街地開発事業	土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業 等。
建築	建築物の新築、増築、改築または移転。
建築物	建築基準法第 2 条第 1 項に規定されたもの。 (以下、一部抜粋) 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、これに付属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むもの

## 2. 許可の基準（都市計画法第 54 条）

都市計画施設、市街地開発事業の区域内で建築物を建築する場合は、都市計画法第 54 条に定める、次の要件を満たすものでなければなりません。

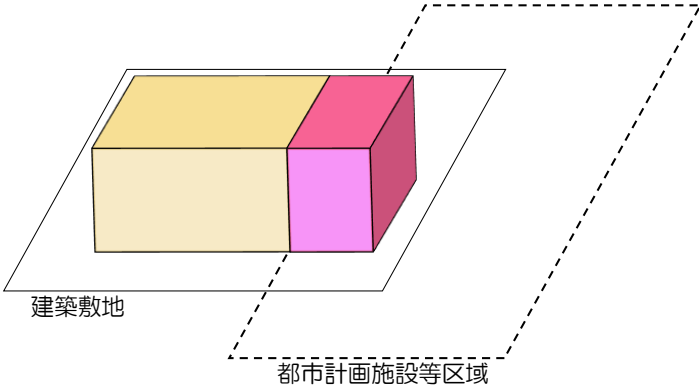
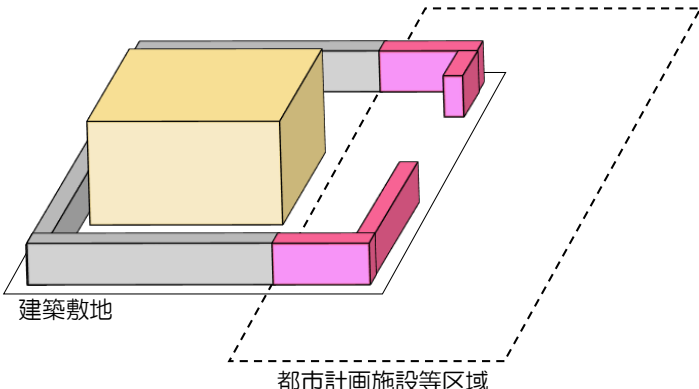
○以下の要件に該当し、容易に移転、除却することができると認められるもの。

- ・階数が 2 以下で、かつ、地下を有しないもの。
- ・主要な構造（壁、柱、床、はり、屋根、階段）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等これらに類する構造であるもの。

※「容易に移転、除却することができるとは、物理的および経済的に容易に移転し、又は除却することが可能なことをいい、木造や鉄骨造、コンクリートブロック造であっても移転・除却が容易でないと判断される構造のものについては、許可できない場合があります。

### 3. 許可申請が必要なもの

下図の建築を行う場合は許可申請が必要です。

<p>ケース①</p> <p>建築物の一部が都市計画施設等の区域にかかる場合</p>	
<p>ケース②</p> <p>本棟に付属する門や塀が都市計画施設等の区域にかかる場合</p>	

### 4. 標準処理期間

○都市計画道路の区域内に建築する場合

- ・当該都市計画道路が市道である場合・・・ 7～10日間
- ・当該都市計画道路が国道または道道である場合・・・ 10～20日間

※提出書類に不備があった場合、書類の修正後に事務処理開始となるため、さらに日数を要することがあります。

※建築確認申請は、都市計画法第53条許可を受けてから行う必要があります。日程に余裕をもって53条許可申請をされますよう、お願い致します。

○その他の都市計画施設等の区域内での建築につきましては、別途お問い合わせ下さい。